

# 札幌市街区基準点管理保全要綱

平成19年9月19日

建設局長決裁

(最近改定 令和 8年 4月 1日)

札幌市建設局土木部

# 札幌市街区基準点管理保全要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づき、国土交通省が設置し、札幌市が管理する街区基準点(街区三角点及び街区多角点)、補助点及び節点の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において街区基準点とは、2級基準点及び3級基準点(相当精度の基準点を含む。)であり、かつ永久標識を設置したものをいう。

## (管理の主体)

第3条 街区基準点の管理保全の主管課は、土木部測量課とする。

## (街区基準点の使用手続)

第4条 街区基準点を使用する者は、あらかじめ「街区基準点使用承認申請書」(様式第1号)により市長へ申請し、使用承認を受けるものとする。また、使用後には「街区基準点使用報告書」(様式第3号)により使用結果を報告するものとする。

2 街区基準点を使用する者は、「街区基準点使用承認申請書」のうち、承認印を押印したものを常時携帯し、本市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

3 第1項の規定のほか、土地家屋調査士会は、あらかじめ「街区基準点使用包括承認申請書」(様式第2号)により市長へ申請し、包括使用承認を受けることができるものとする。また、使用後には「街区基準点包括使用報告書」(様式第4号)、「使用した街区基準点」(別紙)のほか、経路図、点検計算書、精度管理表、精度管理図などにより使用結果を報告するものとする。

4 前項の街区基準点を使用する者は、「街区基準点包括使用承認申請書」に、承認印を押印したものを常時携帯し、本市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

## (工事施工の届出)

第5条 道路の掘削工事を施工する者(以下「工事施工者」という。)が、街区基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ主管課と協議の上、「街区基準点付近での工事施工承認申請書」(様式第5号)を市長に申請し、その承認を受けなければならない(様式第8号)。ただし、街区基準点の移設の承認を申請する場合は、「街区基準点付近での工事施工承認申請書」の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に街区基準点の構造物が入る掘削工事等

(2) 車輛及び重機等の振動が街区基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、街区基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為

(3) その他街区基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 1 位置図、断面図、平面図(掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したもの)
- 2 計画図(街区基準点の位置及び観測計画網を表示したもの)
- 3 写真(街区基準点、街区基準点周辺、全引照点を確認できるもの)
- 4 街区基準点付近での工事がしゅん功したときには、工事施工者は速やかに「街区基準点付近での工事しゅん功報告書」(様式第6号)を市長(工事担当部所管の工事にあつては主管課長)に提出すること。
- 5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) しゅん功写真(街区基準点、街区基準点周辺を確認できる遠景及び近景各1枚)
  - (2) 経路図、網図、観測図等の図面
  - (3) 点検計算書、精度管理表等の精度がわかる資料
- 6 街区基準点付近等での工事等により、街区基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者はその効用を回復しなければならない。
- 7 前項の回復方法等について、主管課と協議しなければならない。

### (移設)

第6条 工事等で街区基準点が支障となる場合、工事施工者は測量課と移設の要否について協議しなければならない。協議の上移設が必要となった場合は、工事施工者が移設作業を行うものとする。また工事施工者は「街区基準点移設承認申請書」(様式第7号)により市長に移設承認申請し、その承認を受けなければならない(様式第8号)。移設の際は街区基準点ではなく、札幌市公共基準点として移設するものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 位置図、断面図(街区基準点付近における現況高と計画高を明示したもの)、平面図(掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したもの)
  - (2) 写真(街区基準点、街区基準点周辺を確認できるもの)
- 3 測量標等は、主管課が指定する札幌市公共基準点の測量標等を工事施工者が調達し、使用するものとする。
- 4 移設に伴い測量を実施する場合は、公共準則の規定(第2編第4章「復旧測量」等)に基づき作業を実施するものとする。
- 5 工事がしゅん功したときには、工事施工者は速やかに「街区基準点移設工事しゅん功報告書」(様式第9号)を市長に提出しなければならない。
- 6 前項の報告書には次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 写真(工事後の測量標、その周辺を確認できるもの。近景及び遠景各1枚。)
  - (2) 位置図(掘削位置と測量標の位置関係を明示したもの)
- 7 補助点及び節点を撤去する必要がある場合は、主管課への報告は不要とする。
- 8 撤去した街区基準点の金属標及びコンクリート標または構造物のほか、補助点、節点等の発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」その他関係法令を遵守し、処理するものとする。

### (機能の回復)

第7条 工事施工者が街区基準点を滅失、き損等により、その効用に支障をきたした場合、原則として当該街区基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

- 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は、主管課長と協議のうえ変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により街区基準点を滅失又はき損した場合(以下

「事故原因者」という。)は、前2項を適用する。

### (機能回復の施工者)

- 第8条 測量標の移設は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、主管課との協議で、工事施工者による移設が困難と認められた場合は主管課で行う。
- 2 測量成果の修正(以下「測量作業」という。)に必要な手続きは、測量法第36条、同第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき主管課で行う。
  - 3 移設により機能回復を図る場合は、工事施工者と主管課との協議のうえ施工者を決定するものとする。

### (費用の負担)

- 第9条 移設に要する費用(既設の街区基準点の取壊し費用を含む。)は、原則として原因者が負担しなければならない。
- 2 移設した場合、工事が完了した翌年度に主管課で測量を行うこととし、測量費用については、原因者が負担するものとする。移設による街区基準点から公共基準点への変更に伴う街区基準点の廃止手続については主管課で行う。支払金額及び支払方法については、主管課と協議の上決定する。ただし、主管課で測量を行わず原因者が実施した場合は、主管課は測量費用を求めないものとする。

### (その他)

- 第10条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度維持担当部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式第1号)

### 街区基準点使用承認申請書

年 月 日

(あて先)札幌市長様

申請者住所  
(委託者)名称  
氏名

札幌市街区基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、街区基準点の使用について、下記のとおり申請します。

使用目的		
使用期間		年 月 日 から 年 月 日まで
測量地域		札幌市 区
使用する街区基準点		計 点
測量計画機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL (担当者)
測量作業機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	TEL (担当者)
備考		注1 本件申請書は、2部提出してください。 2 使用する街区基準点の配置図を添付してください。

住所  
申請者名称  
(委託者)氏名

様

承認印

上記の街区基準点については、使用条件を附して承認します。

札幌市長

#### 街区基準点使用条件

- 1 街区基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 街区基準点の使用時は使用承認書を常時携帯すること。
- 4 使用にあたっては街区基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 委託者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに建)測量課に連絡すること。
- 7 委託者は、街区基準点の使用を完了したときは、街区基準点使用報告書(様式第3号)を建)測量課に提出すること。

※1 A4版(縦長)とする。

※2 札幌市 測量課HP(<http://www.city.sapporo.jp/doboku/sokuryo/>)よりダウンロード可能

(様式第2号)

街区基準点包括使用承認申請書		
年 月 日		
(あて先)札幌市長様		
申請者 ○○土地家屋調査士会		
札幌市街区基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、街区基準点の使用について、下記のとおり申請します。		
使用目的		
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
測量地域	札幌市 区	
使用する街区基準点	計 点	
測量計画機関	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL (担当者)
測量作業機関	名 称	○○土地家屋調査士会に属する土地家屋調査士は街区基準点包括使用報告書(様式第4号)への記載をもって本欄の記載に代えることとする。
備 考	1、承認された場合、街区基準点包括使用報告書(様式第4号)、使用した街区基準点(別紙)を用いて毎月街区基準点の報告をする。 2、同様の取り扱いを各単位土地家屋調査士会について同時に申請する。(同様の取り扱いを申請しない場合は記載不要)2部提出。	

住 所  
申請者 名 称  
氏 名 ○○土地家屋調査士会 様

上記の街区基準点については、使用条件を附して包括承認します。

札幌市長

#### 街区基準点使用条件

- 1 街区基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名(包括承認に基づく場合には測量作業担当者名)、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
  - 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
  - 3 街区基準点の使用時は本申請書あるいは土地家屋調査士会員証を常時携帯すること。
  - 4 使用にあたっては街区基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
  - 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
  - 6 調査士会は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに(建)測量課に連絡すること。
  - 7 調査士会は、街区基準点の使用を完了したときは、街区基準点包括使用報告書(様式第4号)、使用した街区基準点(別紙)のほか、経路図、点検計算書、精度管理表、精度管理図などを(建)測量課に提出する。
- ※ 札幌市 測量課HP(<http://www.city.sapporo.jp/doboku/sokuryo/>)よりダウンロード可能



(様式第3号)

## 街区基準点使用報告書

年 月 日

札幌市長様

委託者 住所  
名称  
氏名  
担当者

札幌市街区基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、街区基準点の使用結果を下記のとおり報告します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
測量地域		
使用した街区基準点	計 点	
使用承認年月日及び番号	年 月 日 札建測承認第 号	
測量作業機関	名称	
	担当者	
	所在地	TEL
使用結果 (精度)	No. ~ No. 相対精度1: No. ~ No. 相対精度1: No. ~ No. 相対精度1: No. ~ No. 相対精度1:	
特記事項	(不使用点、故障点、異常点、歩道面からの凹凸の状況を記載)	

※1 精度の分母は、路線長(m)を閉合差(m)で割った値とする。なお、精度が算出できない場合は、精度なしと記載する。

※2 経路図及び使用結果(精度)が分かる資料(点検計算書、精度管理表、精度管理図等)を添付すること。

(様式第4号)

## 街区基準点包括使用報告書

年 月 日

札幌市長様

報告者 住所  
名称 ○○土地家屋調査士会  
氏名

札幌市街区基準点管理保全要綱第4条第3項の規定により、街区基準点の使用結果を下記のとおり報告します。

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
測量地域	
使用した街区基準点	計 点
使用承認年月日	年 月 日
使用承認番号	札幌測承認第 号
使用結果 (精度)	別紙のとおり
特記事項	(不使用点、故障点、異常点、歩道面からの凹凸の状況を記載)  別紙のとおり

※1 精度の分母は、路線長(m)を閉合差(m)で割った値とする。なお、精度が算出できない場合は、精度なしと記載すること。  
※2 経路図及び使用結果(精度)が分かる資料(点検計算書、精度管理表、精度管理図等)を添付すること。



(様式第5号)

## 街区基準点付近での工事施工承認申請書

年 月 日

様

申請者 住 所  
名 称  
氏 名

札幌市街区基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

工事名		
工事場所		札幌市 区 番地先
工事期間		年 月 日から 年 月 日まで
工事概要		
街区基準点の番号		
工事等発注者	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
工事施工者	名 称	
	担当者	
	所在地	TEL
添付図面		1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 引照測量図 5 写真 6 その他

(様式第6号)

## 街区基準点付近での工事しゅん功報告書

年 月 日

様

報告者 住 所  
名 称  
氏 名  
担当者

年 月 日付札建測承認第 号で承認を受けた街区基準点付近での工事がしゅん功しましたので、次のとおり報告します。

工事名		
工事場所		札幌市 区 番地先
工事期間		年 月 日から 年 月 日まで
街区基準点の番号		
工事 施 工 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	
添 付 図 面		1 しゅん功写真 2 写真 3 引照測量図 4 その他
備 考		

(様式第7号)

## 街区基準点移設承認申請書

年 月 日

(あて先)札幌市長様

申請者 住所  
名称  
氏名

工事により支障となる街区基準点の移設について、札幌市街区基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により、次のとおり承認申請します。

工事名	
工事場所	札幌市 区 番地先
移設する 街区基準点の番号	
移設理由	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
移設期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事請負者	名称
	担当者
	所在地 TEL
添付図面	1位置図 2平面図 3写真 4その他
備考	

注)協議の場合は、承認申請を協議に書き換えるものとする。

(様式第8号)

## 街区基準点付近での工事承認書 兼街区基準点移設回答書

様

年 月 日に申請のありました(街区基準点付近での工事・街区基準点の移設)について、次のとおり回答いたします。

回答事項	街区基準点付近での工事・街区基準点の移設
工事場所	札幌市 区 番地先
街区基準点の番号	
完了期限	年 月 日とする

### 承認条件

- 1 札幌市街区基準点「〇〇〇〇〇」は、移設・付近での工事とし承認する。
- 2 時期、位置及び復旧方法等については、測量課と協議してください。
- 3 撤去した測量標については、標識紙を含め廃棄してください(移設の場合)。
- 4 新しい測量標の標識番号は、測量課より指示します(移設の場合)。
- 5 使用材料等に疑義が生じたときは、測量課と協議してください。
- 6 工事完了後は、速やかに街区基準点移設工事しゅん功報告書(様式第9号)に必要書類を添付し、測量課に提出してください。
- 7 工事の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに測量課に連絡してください。
- 8 街区基準点付近での工事等により、街区基準点の効用に支障をきたした場合はその効用を回復することとし、効用の回復方法等については測量課と協議してください。
- 9 工事が完了した翌年度に、測量課で行う測量の費用(1点あたり35万円程度)は、原因者負担となりますので、翌年度予算で費用を準備してください。なお、費用の請求については、翌年度に測量課より連絡します(移設の場合)。

札幌市測量承認第 号  
年 月 日

札幌市長  
札幌市土木部測量課長  
担当者

TEL 211-2562

注)協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。

注)承認条件は復旧方法に応じて選択された内容とする。

(様式第9号)

## 街区基準点移設工事しゅん功報告書

年 月 日

札幌市長様

報告者 住所  
名称  
氏名

年 月 日付札幌測承認第 号で承認を受けた街区基準点の移設について、工事がしゅん功しましたので、次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		札幌市 区 番地先
工事しゅん功日		年 月 日
街区基準点番号		
工事請負者	名称	
	担当者	
	所在地	TEL
添付図面		1 しゅん功写真 2 引照測量図 3 位置図 4 その他

注)協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。